

屋外広告物条例の規定による屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする地域又は場所の区分の指定（平成23年岩手県告示第254号）の一部を次のように改正し、令和元年7月1日から施行する。

令和元年6月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>2 条例第6条第2項第1号カの規定により指定する範囲 次 に掲げる文化財から100メートル以内の地域 (1)～(6) [略] <u>(7) 普門寺三重塔（陸前高田市米崎町字地竹沢所在）</u> (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略] (12) [略] (13) [略] (14) [略] (15) [略] (16) [略] (17) [略] (18) [略] (19) [略] (20) [略] (21) [略] (22) [略] (23) [略] (24) [略] (25) [略] (26) [略] (27) [略] (28) [略] <u>(29) 吉田家住宅（陸前高田市気仙町字町裏所在）</u></p>	<p>2 条例第6条第2項第1号カの規定により指定する範囲 次 に掲げる文化財から100メートル以内の地域 (1)～(6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略] (12) [略] (13) [略] (14) [略] (15) [略] (16) [略] (17) [略] (18) [略] (19) [略] (20) [略] (21) [略] (22) [略] (23) [略] (24) [略] (25) [略] (26) [略] (27) [略]</p>
<p>3 条例第6条第2項第1号キの規定により指定する地域 都 市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項の規定によ り指定された都市計画区域（以下「都市計画区域」という。 ）内の河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定 する河川区域（盛岡市及び平泉町の区域を除く。）</p>	<p>3 条例第6条第2項第1号キの規定により指定する地域 都 市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項の規定によ り指定された都市計画区域（以下「都市計画区域」という。 ）内の河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定 する河川区域（盛岡市、<u>陸前高田市</u>及び平泉町の区域を除く 。）</p>
<p>4 条例第6条第2項第1号ケの規定により指定する地域 (1) 国の機関又は地方公共団体の事務所の敷地（盛岡市及 び平泉町の区域にあるものを除く。）</p>	<p>4 条例第6条第2項第1号ケの規定により指定する地域 (1) 国の機関又は地方公共団体の事務所の敷地（盛岡市、<u>陸前高田市</u>及び平泉町の区域にあるものを除く。）</p>

<p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の敷地（盛岡市及び平泉町の区域にあるものを除く。）</p> <p>(3) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第2項に規定する公立図書館の敷地（盛岡市及び平泉町の区域にあるものを除く。）</p> <p>(4) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館の敷地（盛岡市及び平泉町の区域にあるものを除く。）</p> <p>(5) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館の敷地（盛岡市及び平泉町の区域にあるものを除く。）</p> <p>(6) 体育館、公会堂又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院のうち、公立のもの敷地（盛岡市及び平泉町の区域にあるものを除く。）</p> <p>(7) 都市計画区域内にある公衆便所、発電所又は変電所の敷地（盛岡市及び平泉町の区域にあるものを除く。）</p> <p>6 条例第6条第2項第3号イの規定により指定する地域</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 景観法（平成16年法律第110号）第7条第1項に規定する景観行政団体である市町村（盛岡市及び平泉町を除く。以下「景観行政団体である市町村」という。）の区域のうち、自然景観地区に準ずるものとして別図に示す地域</p>	<p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の敷地（盛岡市、<u>陸前高田市</u>及び平泉町の区域にあるものを除く。）</p> <p>(3) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第2項に規定する公立図書館の敷地（盛岡市、<u>陸前高田市</u>及び平泉町の区域にあるものを除く。）</p> <p>(4) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館の敷地（盛岡市、<u>陸前高田市</u>及び平泉町の区域にあるものを除く。）</p> <p>(5) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館の敷地（盛岡市、<u>陸前高田市</u>及び平泉町の区域にあるものを除く。）</p> <p>(6) 体育館、公会堂又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院のうち、公立のもの敷地（盛岡市、<u>陸前高田市</u>及び平泉町の区域にあるものを除く。）</p> <p>(7) 都市計画区域内にある公衆便所、発電所又は変電所の敷地（盛岡市、<u>陸前高田市</u>及び平泉町の区域にあるものを除く。）</p> <p>6 条例第6条第2項第3号イの規定により指定する地域</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 景観法（平成16年法律第110号）第7条第1項に規定する景観行政団体である市町村（盛岡市、<u>陸前高田市</u>及び平泉町を除く。以下「景観行政団体である市町村」という。）の区域のうち、自然景観地区に準ずるものとして別図に示す地域</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	